# 来たれ！TPP【後編】

## 【活用講座】

メガFTA（自由貿易協定）であるTPPは農業経営者にとってビジネスツールだ。活用してナンボのものだ。ではどうやって使ったらいいのか。FTA活用の第一人者・嶋正和氏がその術を伝授する。

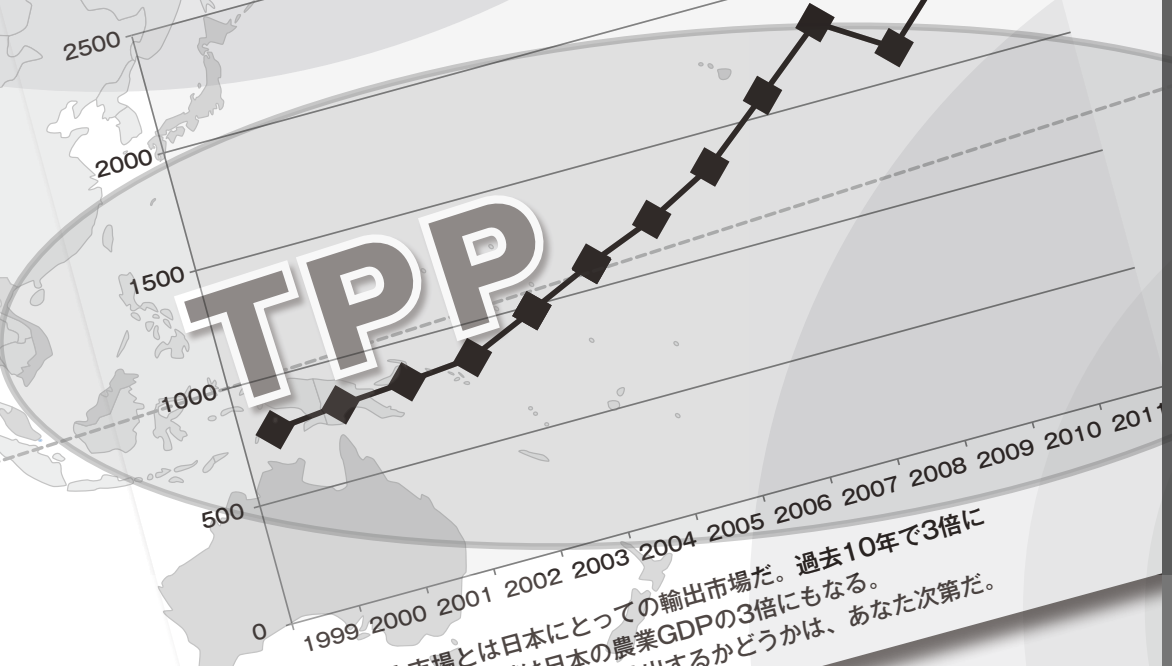
### TPPは減税である！




米国通商代表部によるTPP説明文句。内容は「米国産輸出18,000品目で減税。あなたの州産の輸出で恩恵を得る方法」。日本の農業者・企業にとっても同様だ。海外の輸入関税が下がるので、減税の恩恵を受ける。

### TPPで輸出市場が広がる！

TPP11カ国の農産物・食品輸入額（億ドル）




TPP諸国の輸入市場とは日本にとっての輸出市場だ。過去10年で3倍に増える成長市場。その規模は日本の農業GDPの3倍にもなる。特集で解説する減税措置を活用して輸出するかどうかは、あなた次第だ。

# 第1章 FTA基礎編

**TPPを活用するには、FTAの理解がその第一歩である。**


-PROFILE-

**嶋　正和**（しま・まさかず）
㈱ロジスティック　代表取締役

東京大学工学部卒業後、ボストンコンサルティングに入社。マーケティング、IT、ロジスティクス関連プロジェクトに従事。フランスINSEADでMBAを取得後、フットワークエクスプレス、ローランドベルガー・アンド・パートナーを経た後、サプライチェーンとFTAのコンサルティングを行なう㈱ロジスティックを設立。グローバル・サプライチェーンとFTAの活用に関するコンサルティングをこなす。関連書籍を多数出版。


## TPP／FTAを活用するためのコツ

ちまたではTPPのことがいろいろと話題になっている。じつは、今年は日本にとってメガFTAの年といっていい年だ。TPPはそのメガFTAの代表的なものになる。

いま、日本が交渉しているFTAでメガFTAと呼べるのは以下のものが入る。

- **TPP**
- **日本EU　EPA**
- **RCEP**（ASEANと日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インドの16カ国）
- **日中韓FTA**（日本、中国、韓国）

それ以外にも日本が交渉しているFTAはある。とくに、日本EUEPAもRCEPも年内に大筋合意がなされる可能性を大いに秘める。TPPに限らず、これら二つの影響は決して小さくはない。まさに今年はメガFTAの当たり年なのだ。

FTAに関してなじみのない人もいると思われるため、まずは簡単にその概要に触れたい。

## FTAとは何か

FTAはFree Trade Agreementの略称で、日本語で「自由貿易協定」という。また、日本でよく使われるEPAはEconomic Partnership Agreementが略称で、日本語では「経済連携協定」という。ともに貿易協定の名称で、日本の外務省は、「EPAの方がFTAよりより進化した協定である」と言ってきた。実際にはFTAとEPAの区別はほとんどなくなってきた。以降では、FTAもEPAもFTAに統一して説明していく。

FTAの協定の中ではさまざまな取り決めがある。これら取り決めは交易を活性化することを主目的にしている。

**図1：FTAとEPAの違い（国の見解）**

**自由貿易協定**
（FTA：Free Trade Agreement）

特定の国や地域の間に、**物品の関税やサービス、貿易の障壁等を削減・撤廃**することを目的とする協定。経済連携協定の主要な内容の一つ

関税の撤廃
サービスへの外資規制撤廃
など

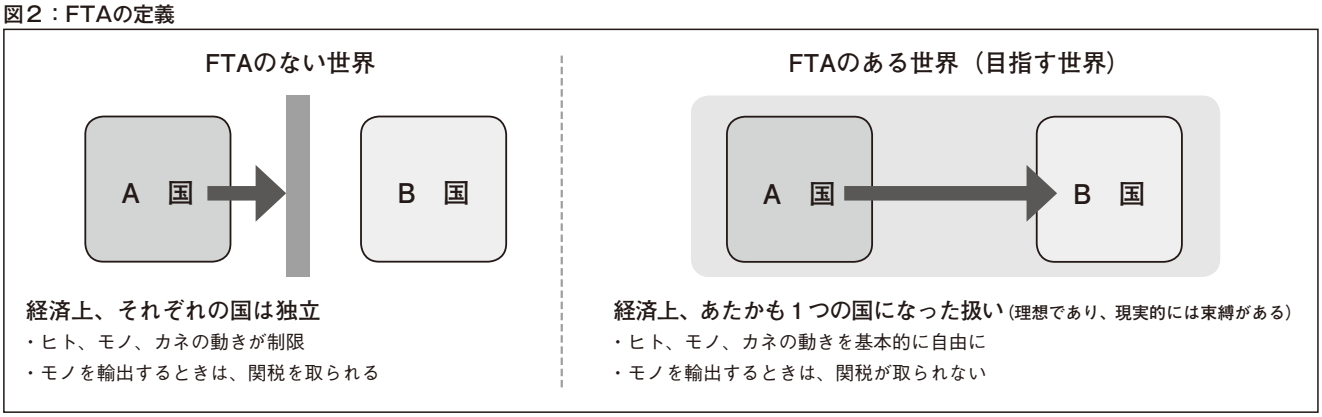
**経済連携協定**
（EPA：Economic Partnership Agreement）

特定の二カ国間又は複数国間で、域内の貿易・投資の自由化・円滑化を促進し、**国境及び国内の規制の撤廃・各種経済制度の調和や協力**等、幅広い経済関係の強化を目的とする

投資規制撤廃、投資ルールの整備
知的財産制度、競争政策の調和
人的交流の拡大
各分野での協力
など

出所：外務省HP

図2：FTAの定義




FTAを理解するにはもう少し違った説明のほうがわかりやすいだろう。図2をご覧いただきたい。以前の世界は国を守るため、国境を明確にし、そこで他国との交易を制限してきた。税関を設け、関税を徴収し、外部からのヒト、モノ、カネの出入りを制限してきたのだ。

ただ、国単独で経済を循環させるのはその国が小さい場合、非効率になりがちだ。経済学では「規模の効果」という経験則がある。より広い市場で経済を自由化したほうが経済は活性化し、モノの値段は安くなり、国民の生活に寄与する。

また、海外で販売するために海外に工場を作っていたが、FTAにより関税撤廃や通関の迅速化などが果たされるため、わざわざ工場を海外に構えることなく、日本からの輸出で同じような競争力を持つことが可能になる。

工場が海外に出なければ国内に雇用も維持される。また、その工場と従業員が従来の地にとどまれば、その周辺のビジネス（材料を販売する会社や、周りの食堂やクリーニング店など）も維持される。そして、何より兼業農家の勤務先が維持されるのだ。農家にとってもFTAは雇用維持の重要な役割を果たす。

当然、負のサイドも存在する。経済の活性化は、「経済競争」によってもたらされるため、強い企業は勝ち、弱い企業は淘汰される可能性がある。安い商品が海外から入ってきたら、どうしても経営が維持できない産業も出てくる。FTAはこのように国に対して産業の選択特化を促すものでもある。

日本にとっての農業は淘汰される可能性があると思われている産業のようで、TPPの発効の代わりに保護政策を国に対して要望していた。この問題に関しては後で述べたい。

## 日本が締結しているFTA

日本が締結しているFTAには次のものがある。発効済みは、すでに使うことができるFTAで、署名とは、署名が済み、後は発効を待つFTAになる。アジアを中心としたFTAが多いのがわかると思う。

**発効済**
**・ASEAN（インドネシア除く：AJCEPと呼ばれる）、ASEAN6との各国、ベトナム、オーストラリア、スイス、メキシコ、チリ、ペルー、インド**

**署名**
**・モンゴル、TPP（大筋合意）**

**交渉中**
**・コロンビア、カナダ、トルコ、RCEP、EU、日中韓**

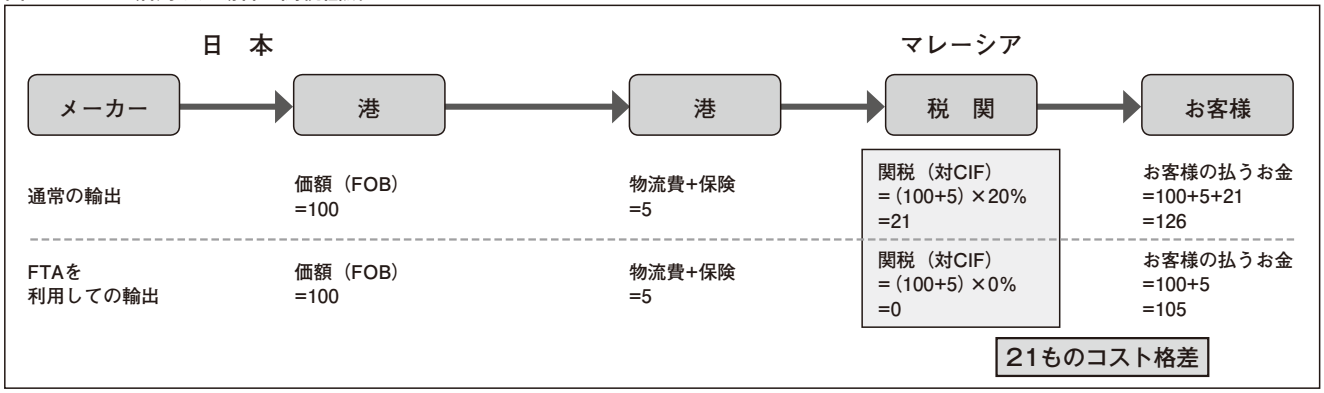
## FTAのメリット：関税の低減

FTAのメリットにはさまざまあるが、一番大きなメリットはやはり輸出時の関税低減だろう。ある条件を満たせば「原産地証明」が発行され、それを輸入側の税関に示せばFTAでの特恵関税が適用される。

では、具体例を見てみたい。図3は日本からマレーシアに輸出する場合だ。通常の輸出だと、日本の港を出るときの価額（FOB*1）が100だとする。マレーシアの港までは物流費と保険費が加わり、105（CIF*2）になる。関税はこのCIFに対してかかる。この図の場合、マレーシアでの関税は20％だから、CIFの105に対して20％の関税、つまりは21の関税がかかる。マレーシアの国内に入るにはそれ以外にもさまざまなコストがかかるが、それは無視すると、マレーシアにこの商品が入る際には100だったものが

*1）Free on Board：貨物を積み地の港で本船に積み込むまでの費用を負担する、本船甲板渡し条件
*2）Cost, Insurance and Freight：貨物を荷揚げ地の港で荷揚げするまでの運賃・保険料込み条件

図３：FTAを活用した場合の関税低減




126にまで価額が上昇する。

この取引でFTAを活用した場合、先のCIFにかかる関税がFTAにより無税になる。無税になるとマレーシアに入った段階での価額は105のまま。日本の港を出たときに比べるとあまり上昇していない。場合によっては、日本国内の物流費によるコスト上昇のほうが大きいかもしれない。

この関税撤廃で、日本の商品の価格競争力は相手国でかなり向上することは間違いない。FTAでは日本の農産物の関税の高さが問題視されるが、農業産品に関しては相手の国も関税は高いものだ。海外への攻めの農業を考えるのであれば、FTA活用は必需品だろう。

次からはどのようにFTAを活用するのかのプロセスを述べたい。「イチゴ」を例に見ていく。

## 輸出したい産品の関税を知る：HSコードを知る

商品にどれだけの関税がかかっているのかを知るには、まずはHSコードなるものを知る必要がある。HSコードとは、国際貿易製品の名称および分類を世界的に統一したシステムだ。あらゆる貿易対象品目を「類（大分類）」「項（中分類）」「号（小分類）」の各2桁ずつ3段階、すなわち6桁の数字を用いて順に細分化、分類・配列している。製品はこの分類のどれかに入る。各国の関税率表のコードで上から6桁が同一なら、それは同一品目を示している。品目コードの初めの6桁を条約に適合させた国は、自国の便宜に合わせ、7から10桁まで追加、細分化して使用することを条約は認めている。

関税率もFTAでの関税決定のルールもすべて商品のHSコードを基にして決められているため、商品のHSコードの特定は大事な作業になる。

FTAでのHSコード特定の原則は、輸入する税関にHSコードを確認することにある。なぜなら、輸入国の税関がHSコードを特定し、それに基づき関税を決めるからだ。それが難しいなら、日本の税関が提供している事前教示制度を使い、問い合わせるのも手になる。

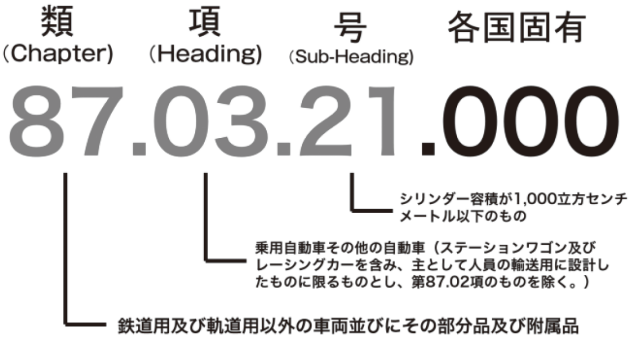
**税関**
http://www.customs.go.jp/okinawa/10_sodan/kyoujihtm

税関のHPを見て探すことも、当たりをつけるにはいいことだと思う。

**税関の関税率表**
http://www.customs.go.jp/tariff/index.htm

これらを使って、「イチゴ＝ストロベリー」のHSコードを調べると〝0810.10〟というコードに当たる。これが世界で「イチゴ＝ストロベリー」という商品の共通コードになる。

図４：HSコードの仕組み




## 輸出したい産品の関税を知る：World Tariffを使う

各国の税関は商品のHSコードを

基にして商品の関税を決定している。各国税関のHPを訪問して調べれば関税がわかる。一例として、ベトナムの税関の関税に関するHPを見てみる。

http://www.customs.gov.vn/SitePages/Tariff-Search.aspx?language=en-US

そこでイチゴのHSコード0810.10で関税を調べると、図5のように出てくる。「Favour」と書かれたものがWTOに加盟している国向けの関税になる（一般の税率だと思って差し支えない。通常、MFN税率という）。この場合、ベトナムはイチゴに対して15%かけていることがわかる。

日本に関するFTAは、AJCEP（日本とASEANとのEPA）か、VJEPA（日本とベトナムとのEPA）の二つがある。これらの関税を見ると、AJCEPが4%、VJEPAが5・5%で、この場合、AJCEPを使ったほうが得だとわかる。FTAで11%（15%－4%）得にできる。

対象国すべての国の関税をそれぞれの国のHPで確認するのは大変だ。そこで便利なサイトがある。「WorldTariff」と呼ばれるFedExが運営しているサイトがそれだ。このサイトで、どの国から輸入すると関税がどれくらいなのかが一挙にわかる。しかし、このサイトは通常は有償でサービスを提供している。ただ、日本のジェトロが契約し、日本居住者はこのサービスを無償で使えるようにしているため、使わない手はない。関心のある人は、以下のサイトにアクセスし、登録されたい。

http://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff.html

このサイトにアクセスし、ベトナムのイチゴの関税を調べてみる（図6）。

図6の該当部分をクリックし、日本の関税を示しているところを探すと、図7のようになった。

日本はやはり4%になる。そこで、4%と書かれた右側の虫眼鏡のアイコンをクリックすると、以下のようなものが出てきた（図8）。

この表は、「穣許表」と呼ばれるもので、FTAが何年に関税を何%にするのかを記したものになる。FTAは関税を発効後、即時に撤廃する商品も設けるが、こういったように時間をかけて関税を撤廃するものも少なからずある。この場合、AJ

**図5：ベトナム税関の関税データベース**

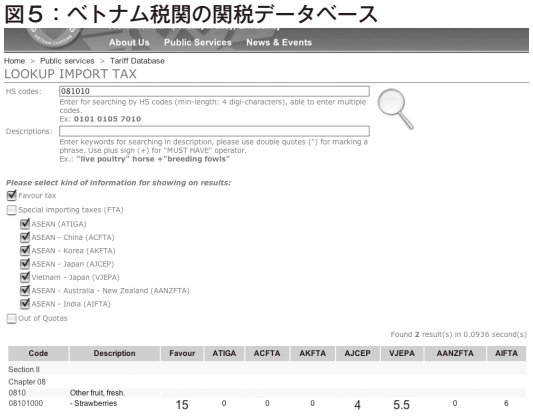



**図6：WorldTariffの検索画面**

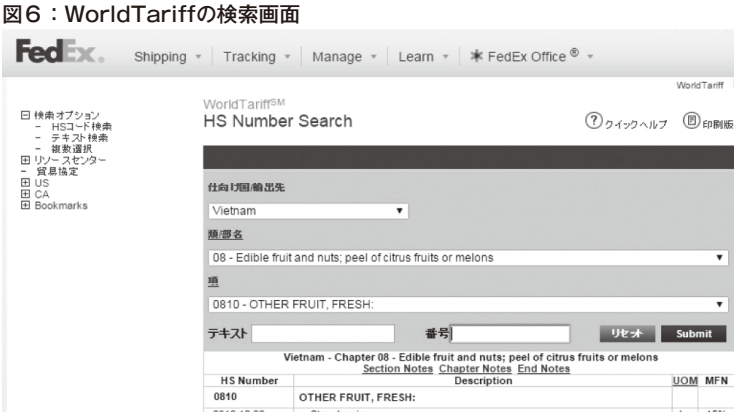



**図8：WorldTariffによるAJCEP、VJEPAのイチゴ(0810.10）の穣許表**

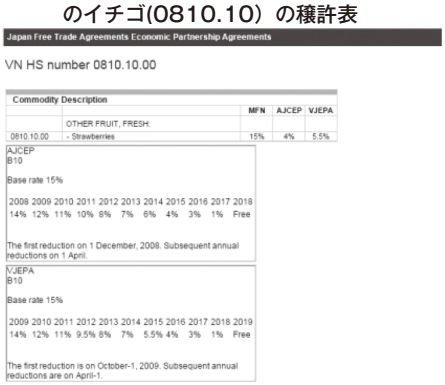



**図7：WorldTariffでベトナムのイチゴ（0810.10）の関税を検索**

| | | |
|---|---|---|
| Honduras | 15% | MFN Applied |
| Hong Kong | 15% | MFN Applied |
| Hungary | 15% | MFN Applied |
| Iceland | 15% | MFN Applied |
| India | 6% | ASEAN India Free Trade Agreement |
| Indonesia | Free | ASEAN Free Trade Agreement |
| Ireland | 15% | MFN Applied |
| Israel | 15% | MFN Applied |
| Italy | 15% | MFN Applied |
| Jamaica | 15% | MFN Applied |
| Japan | 4% [5] | ASEAN-Japan Comprehensive Economic Partnership |
| Jordan | 15% | MFN Applied |
| Kazakhstan | 15% | MFN Applied |
| Kenya | 15% | MFN Applied |
| Kuwait | 15% | MFN Applied |
| Kyrgyzstan | 15% | MFN Applied |
| Laos | Free | ASEAN Free Trade Agreement |

CEPでは2018年、VJEPAでは19年にベトナムはイチゴの関税をゼロにするようだ。

このようなプロセスを経ることで、関税がいつ、どれくらいになるのかがわかる。

## FTAの特恵関税を享受するための条件：原産地規則

日本からベトナムに輸出するすべての商品が無条件にFTAの特恵関税を利用できるのであれば、問題が起こる。そうであれば、どこか価格の安い国からイチゴを買ってきて、日本から輸出すれば特恵関税を受けられる。それは問題だ。そこで、FTAの協定参加国で作られたことを示すルールを満たした商品だけFTAの特恵関税が受けられるようにした。それを「原産地規則」という。これはFTAの各協定で定められ、そしてHSコードごとに「品目別規則」が決められている。

各FTAにおける原産地規則を知りたい場合は、経済産業省のHPにリンクがあるため、そこからアクセスされたい。

http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/EPA/process/e-step4.html

まずは、商品を生産パターンの分類のどれに当たるのかを調べる。

1. **完全生産品：締約国内で原材料レベルから全て生産・育成・採取された産品**
2. **原産材料のみから生産される産品**
3. **非原産材料である原材料を用いて生産される産品で、品目別規則を満たすもの**

商品がどの分類に属するのかを見定め、そのカテゴリーでの証明方法に従って証明する。詳しくは、日本商工会議所が出している「特定原産地証明書発給マニュアル」をご覧いただきたい。下記からダウンロードできる。

http://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki.pdf

イチゴは、「1」の完全生産品であることがほとんどのため、必要な生産証明書を提出する必要がある。逆にそれができれば「原産品」であることが証明でき、FTAの特恵税率を享受するための「原産地証明書」を得ることができる。

加工食品などは、「3」の非原産材料を用いて生産するものが多いと思われる。その際には、品目別に規則があり、以下の三つの規則のうちのどれかがルールとして規定されている。

- **加工工程基準**
- **関税番号変更基準**
- **付加価値基準**

加工食品の場合は、関税番号変更基準が多いかと思われる。食品の基準は厳しいものが多いため、証明には手を焼く。

誌面の都合上、詳細は割愛するが、先の日本商工会議所のマニュアルをご覧いただき、対応されるか、当方に質問していただければできる限り答えたい。

## 原産地証明書の取得方法：第三者証明

証明の証拠書類ができれば、あとは原産地証明書を取得するだけだ。これは、日本商工会議所のインターネットでのシステムを利用して取得することになる。法人・個人を登録し、必要な情報をインプットして申請していく。無事判定が出れば、原産地証明書を日本商工会議所に申請できるようになる（これを「第三者証明」という）。詳しくは、先の日本商工会議所のマニュアルをご覧いただきたい。

## 原産地証明書の取得方法：自己証明

先の原産地証明書の取得方法にも新しい波が来ている。先の日本商工会議所が発行する原産地証明書は「第三者証明」と呼ばれるものだった。

日本オーストラリアEPAから、「自己証明制度」が取り入れられている。これは、原産地証明ができれば、自らが「原産地証明書」を発行できるものだ。TPPでは「第三者証明」はなく、「自己証明」一本となる。日本商工会議所に赴いたり、発行手数料を払ったりすることがないため、時間短縮、コスト削減に寄与する。

しかし、気をつけなければいけないことがある。それは、「原産地証明」が確実であることだ。証明の妥当性に関して相手国がその証明の妥当性を確認するための検認を後にかけてくることがあることを忘れないでいただきたい。

# 第2章 メガFTAの台頭

**FTAが理解できれば、TPPに加え、「日本EU EPA」「RCEP」と3つのメガFTAのメリットがわかる。**

第1章の冒頭で、メガFTAがやってくると述べたが、今年、16年はメガFTAの趨勢が決まる年になる。TPPはすでに大筋合意を果たした。日本EUも今年後半には合意に至るだろうし、ASEAN10カ国（シンガポール、タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、ミャンマー、ラオス、カンボジア）と日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インドの16カ国もそうだ。

これらのFTAの特徴は、経済市場の大きな先進国と勢いのある新興国が含まれていることで、富裕層の多いこれらの国は、品質上有利であってもコスト上不利な日本の農産物の輸出には大きなメリットとなることは間違いないと思われる。

これらを少し詳しく見てみたい。

## TPP

日本にとってのメガFTA、その最たるものがTPPだ。TPPは15年10月5日に大筋合意された12カ国で結ばれたFTAだ。交渉参加国は日本を含めた12カ国になる。

アジア・オセアニア地域では、日本、シンガポール、マレーシア、ベトナム、ブルネイ、オーストラリア、ニュージーランド。アメリカ大陸では、カナダ、米国、メキシコ、チリ、ペルー。世界のGDPの40％をカバーする経済圏となる。

TPPで貿易額ベースでの関税の即時撤廃率は76・6％。最終的な関税撤廃率は99・9％となる。このパーセントは農産品も含まれる。かなり関税自由化度合いの高いFTAで、日本の他のFTAに比べると農産品の解放も進めた感があるが、個人の意見としては、世界の趨勢を鑑みてもかなり農産品を日本は保護できたと考える。この保護政策が本当に農業にとって良かったかどうかはわからない。

大筋合意を得たとはいえ、各国での承認が必要で、各国の承認がそろうとしても2年はかかるといわれている。米国では大統領選挙の争点でもあり、これらのことを考えると、TPPの発効は18年前半ではないかと思われる。

## 日本EU EPA

EUとのEPAも、日本にとって無視できないメガFTAだ。28カ国、5億人、GDP約16兆円の先進国とのFTAは貿易面だけではなく、さまざまな影響を企業経営にもたらす。13年からEPA交渉に入り、現在（16年3月）でも交渉を継続しているが、TPPの大筋合意の影響もあり、16年中の大筋合意が想定されている。

15年に大筋合意されたベトナムとEUのFTAでは、ベトナムからの貿易額ベースで70％が即時撤廃。また、発効から7年までに99・7％の関税が撤廃される見通しだ。

## RCEP

RCEPは、東アジア地域包括的経済連携協定（Regional Comprehen-sive Economic Partnership）の略称だ。ASEAN10カ国（シンガポール、タイ、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー）とその周辺の6カ国（日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インド）の合計16カ国による経済協定になる。

RCEPが実現すれば、人口約34億人（全世界の人口の約半分）、GDP約20兆ドル、貿易総額約10兆ドル（ともに世界全体の約3割）を占める広域経済圏となる。当初のRCEPでは、関税をなくす割合「自由化率」の目標に対し、インドや中国などは40％にすべきと主張していたが、閣僚会合で当初目標を65％とし、

協定発効後10年をかけて80％とすることで合意された。

ＲＣＥＰは16年の年内合意を目指している。

## 三つのメガＦＴＡのインパクト

上記の三つのメガＦＴＡはこの16年になんらかの形で結論を迎える（ＴＰＰはすでに大筋合意に至った）。メガＦＴＡがもたらすインパクトはどの程度のものだろうか。

図９は14年の日本からの輸出金額に関するグラフになる。既存のＥＰＡ（ＦＴＡ）対象国への輸出はおよそ20％を占める。逆にいえば、輸出の80％は非ＥＰＡ（ＦＴＡ）国への輸出といえる。

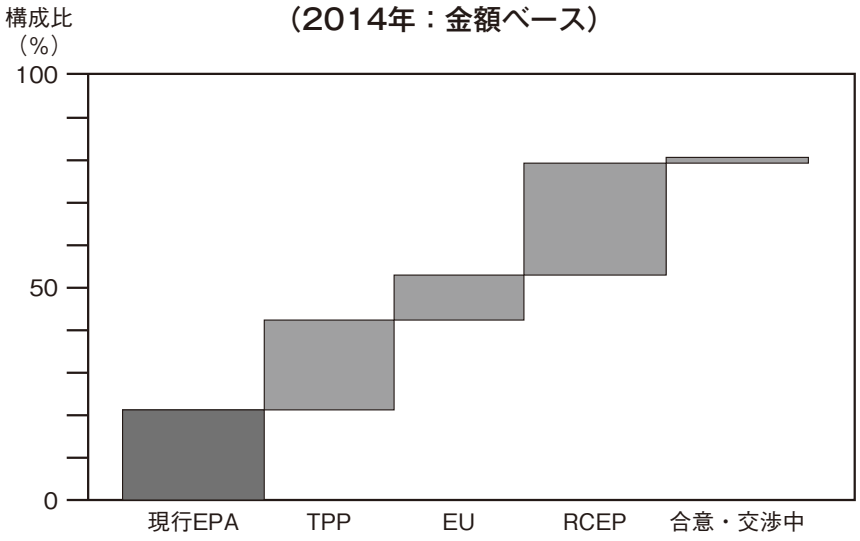
これが、ＴＰＰが発効されると、ＥＰＡ対象国からの輸出割合が40％程度と倍になる。この効果は、米国、カナダ、ニュージーランドによってもたらされる。

さらに、日本ＥＵのＥＰＡが発効すると、ＥＵは日本からの輸出額の10％程度のため、日本からの輸出金額に対してＦＴＡ対象国の占める割合が合計で50％程度まで向上する。

そして、ＲＣＥＰ。これが発効すると中国、韓国他への輸出が30％程度を占めるため、最終的に三つのメガＦＴＡ後には日本発の貿易額の80％がＦＴＡ対象国向けとなる。輸出の大半がＦＴＡ対象国向けとなるわけだ。

日本の輸出に対して、いままでは20％くらいしかＦＴＡ対象国ではなかったが、数年後には80％と状況が逆転する。農産品や食料加工品にとって縮小するしかない日本市場に頼るのではなく、ＦＴＡを活用し、その品質と丁寧な作りを海外の人に知ってもらうチャンスだと思う。

図９：３メガFTAの日本からの輸出に対するインパクト




出所：ICT　　注：重複する国は、現行FTAの数値とし、新規のFTAからは除外

## メガＦＴＡと原産地証明

メガＦＴＡは適用するＦＴＡに対して原産地証明ができれば、どの国にもその原産地証明が適用できる。ＴＰＰなら日本を除く11カ国の輸出に向けて、ＲＣＥＰであれば15カ国、ＥＵとのＥＰＡであれば28カ国に適用が可能。個別国とのＦＴＡでの原産地証明よりはるかに効率的だ。

もっとも農産品であれば、「完全生産品」であることの証明ができればいいわけで、その努力ができることで、多くの国に対する輸出が可能となる。

# 第3章 いかにしてFTAを活用するか

**食・農業事業者の活用はすでに始まっている。**

筆者はＦＴＡの活用コンサルタントを11年行なっている。主な顧客は製造業のため、農林水産業とは少し趣が違うかもしれない。しかし、ＦＴＡの恩恵を受けやすい製造業でも活用に対してはいままであまり積極的ではなかった。たいへんもったいないことだ。

## ＦＴＡを活用しない理由

農林水産業の場合、使い方がわからないというのが大きな理由ではないだろうか。正直なところ、ＦＴＡの活用を指南できるのは日本商工会議所に参加の各商工会議所でも、東京、大阪、名古屋、浜松など輸出に力を入れる製造業の立地する都市にしかない。その製造業でもＦＴＡをあまり使わないのだから、そのアドバイスをしてくれる人がいない地方都市では、使う以前の問題かもしれない。そういうところを政府も考えるべきなのだろうと思う。

しかし、断言する。使う方法を学んでしまったら、あとは簡単に使えるようになる。要は、最初のややこしいことをマスターすることだ。

## ＦＴＡ活用事例：和牛の輸出

筆者は、15年度に経済産業省委託事業でＥＰＡ相談デスクの対面相談員をした。たいていは製造業の相談だったが、少ない件数ではあっても農産物や食品の輸出相談を受けた。

その一つが秋田の和牛の肉をタイに輸出するものだった。相談者は残念ながら生産者ではなく、輸出者としての物流業者（商社機能を果たしている）だった。担当者が東京勤務のため、気軽に相談に来たというわけだ。必要書類を確認し、その取得と、原産地証明書申請のプロセスを確認して相談から帰っていった。

しばらくしてから、原産地証明書が取得できたとの報告を受けた。「あまり問題なくできました」とのこと。和牛の精肉をしている人のほうが、必要とする情報にもアクセスしやすいため、もっと簡単にできたのではないかと思われる。

## ＦＴＡ活用事例：日本酒の輸出

これもＥＰＡ相談デスクの対面相談でのことだ。東北の酒蔵経営者がＦＴＡの活用の相談に来た。この酒蔵の従業員が電話で相談してきていたのだが、作り方で少しややこしい話があったため、その問題を解決しにきたというわけだ。これも問題を解決し、安心して帰っていった。

やはりこれも原産地証明の申請に関する情報不足から来ている問題なのだと思う。ただ、努力すればＦＴＡの道は開ける。最初の忍耐が肝心だ。

## それでもわからないという人のために：ＦＴＡ原産地証明アウトソーシングサービス

輸出はしたい、ＦＴＡは使いたいが、ややこしいのはかなわないという企業は少なからずある。とくに中小企業は人的資源に限りがあるため、「代わりに原産地証明をやってもらえないか」というリクエストが多くあった。そこで、当社ロジスティックは、ＦＴＡ原産地証明業務のアウトソーシングサービスを行なっている。

いざというときにはそういうサービスもあるのだと考え、まずは気を楽にして原産地証明にトライしてみることを勧めたい。

## ビジネスチャンスとしてのＴＰＰ、メガＦＴＡ

以上、ＦＴＡの原産地証明の取得方法、最新のＦＴＡ動向を説明してきた。農業は、ＦＴＡによって他国に攻められるという被害者意識が先に来ているような気がするが、経済が成長して豊かになっている世界の人が日本の高付加価値の農産品を買ってくれるのだと考えると攻めの意識にならないだろうか。

16年が皆様の事業のターニングポイントとなり、大成功を収めることになることを筆者はフルに支援していきたいと考えている。

**問合せ先：** info@logistique-inc.com



# 第4章 TPPで減税が実現する主な農産物・食品一覧

| | シンガポール | チ　リ | ペルー | ニュージーランド | ベトナム | ブルネイ |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | （無税） | 6%<br>↓<br>8年目撤廃 | 0%＋従量税<br>↓<br>従量税維持 | （無税） | 40%<br>↓<br>即時撤廃 | （無税） |
| | （無税） | 6%<br>↓<br>即時撤廃 | （無税） | 5%<br>↓<br>2年目撤廃 | 20～30%［14.6%］<br>↓<br>4年目撤廃 | （無税） |
| | （無税） | 6%<br>↓<br>即時撤廃 | 17%<br>↓<br>11年目撤廃（ロース薄切は即時撤廃） | （無税） | 15～31%<br>↓<br>3年目撤廃 | （無税） |
| | （無税） | 6%［生鮮・冷蔵 無税］<br>↓<br>即時撤廃 | 9%<br>↓<br>即時又は6年目撤廃 | 5%<br>↓<br>即時又は2年目撤廃 | 15又は27%[16.875%]<br>↓<br>8又は10年目撤廃 | （無税） |
| | （無税） | 6又は9.3%<br>↓<br>即時撤廃 | 9%<br>↓<br>即時～16年目撤廃 | 5%<br>↓<br>即時撤廃 | 20～40%［11.25%］<br>↓<br>11～13年目撤廃 | （無税） |
| | （無税） | 6%［無税］<br>↓<br>即時撤廃 | （無税） | （無税） | 枠内：30%　枠外：80%<br>[枠内：22.5%]<br>↓<br>枠内：6年目撤廃　枠外：維持 | （無税） |
| | （無税） | 6%［2.625%］<br>↓<br>即時撤廃 | 9%［6.75%］<br>↓<br>6年目撤廃 | （無税） | 15%［7.3%］<br>↓<br>3年目撤廃 | （無税） |
| | （無税） | 6%［2.625%］<br>↓<br>即時撤廃 | 9%［6.75%］<br>↓<br>6年目撤廃 | （無税） | 15%［7.3%］<br>↓<br>3年目撤廃 | （無税） |
| | （無税） | 6%［無税］<br>↓<br>即時撤廃 | 9%<br>↓<br>6年目撤廃 | （無税） | 30%［10.9%］<br>↓<br>4年目撤廃 | （無税） |
| | （無税） | 6%［無税］<br>↓<br>即時撤廃 | 9%<br>↓<br>6年目撤廃 | （無税） | 30%<br>↓<br>4年目撤廃 | （無税） |
| | （無税） | 6%［無税］<br>↓<br>即時撤廃 | 9%［3%］<br>↓<br>即時撤廃 | （無税） | 30%［22.5%］<br>↓<br>即時撤廃 | （無税） |
| | （無税） | 6%［無税］<br>↓<br>即時撤廃 | 9%［4.5%］<br>↓<br>即時撤廃 | （無税） | 20%<br>↓<br>3年目撤廃 | （無税） |
| | （無税） | 6%［1.1%］<br>↓<br>即時撤廃 | 9%［6.8%］<br>↓<br>即時撤廃 | （無税） | 15%［14.1%］<br>↓<br>3年目撤廃 | （無税） |
| | （無税） | 6%［無税］<br>↓<br>即時撤廃 | 9%［無税］<br>↓<br>即時撤廃 | （無税） | 20%［16.9%］<br>↓<br>2年目撤廃 | （無税） |
| | （無税） | 6%［無税］<br>↓<br>即時撤廃 | 9%［5.7%］<br>↓<br>6年目撤廃 | （無税） | 15%［5.5%］<br>↓<br>即時撤廃 | （無税） |
| | （無税） | 6%［無税］<br>↓<br>即時撤廃 | 9%［4.5%］<br>↓<br>即時撤廃 | （無税） | 30%［22.5%］<br>↓<br>即時撤廃 | （無税） |
| | （無税） | 6%［無税］<br>↓<br>即時撤廃 | 9%［4.5%］<br>↓<br>即時撤廃 | 無税又は5%<br>↓<br>即時撤廃 | 10%［3.6%］<br>↓<br>即時撤廃 | （無税） |
| | （無税） | 6%［無税］<br>↓<br>即時撤廃 | 9%［6.8%］<br>↓<br>即時撤廃 | （無税） | 40%［22.5%］<br>↓<br>4年目撤廃 | 0.22ブルネイドル/kg［無税］<br>↓<br>7年目撤廃 |
| | （無税） | 6%［無税］<br>↓<br>即時撤廃 | 9%［無税］<br>↓<br>即時撤廃 | 無税又は5%<br>↓<br>即時撤廃 | 20%［無税］<br>↓<br>即時撤廃 | （無税） |
| | （無税） | 6%［無税］<br>↓<br>即時撤廃 | （無税） | 5%<br>↓<br>5年目撤廃 | 20%<br>↓<br>5年目撤廃 | （無税） |
| | （無税） | 6%［無税］<br>↓<br>即時撤廃 | （無税） | 5%<br>↓<br>5年目撤廃 | 30%［16.4%］<br>↓<br>6年目撤廃 | （無税） |
| | （無税） | 6%<br>↓<br>即時撤廃 | 9%<br>↓<br>6年目撤廃 | （無税） | 59%<br>↓<br>3年目撤廃 | （無税） |

下の表を見れば、国別品目別に現在の関税とTPP発効後の関税がわかる。その差が減税である。TPP参加国が日本産に対して支払う税金（輸入関税）が少し安くなるわけだ。つまり、日本の農産物がその分、海外のお客さんにとってより身近な存在になるのだ。自分の作っている品目など、気になるモノをチェックしてみよう。TPP発効後、TPP参加国に輸出する際、下がった関税を活用するには1章から3章で学んだ特恵関税を享受する手続きを行なうだけだ。活用するかしないかはあなた次第である。他の参加国の農業・食品関係者が日本に輸出する際、当然、活用するはずだ。参加国がお互い特恵関税を使うことで、最終的に各国の消費者の税負担が減り、TPP圏内でより食農ビジネスが活発化することになる。（農業ジャーナリスト・浅川芳裕）

| | 米　国 | カナダ | オーストラリア | メキシコ | マレーシア | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| コメ | 1.4 セント / kg<br>↓<br>5 年目撤廃 | （無税） | （無税） | 20%<br>↓<br>10 年目撤廃 | 40%<br>↓<br>11 年目撤廃 | |
| 米菓 | 無税～ 4.5%<br>↓<br>即時撤廃 | 2%～ 5.42 セント / kg＋ 4%<br>↓<br>即時又は 11 年目撤廃 | 5%［無税］<br>↓<br>即時撤廃 | 10%［無税］<br>↓<br>即時撤廃 | 無税又は 6%［無税］<br>↓<br>即時撤廃 | |
| 牛肉 | 枠内（日本向け）：4.4 セント / kg、200 トン 枠外：26.4%<br>↓<br>枠内：即時～ 10 年目撤廃 枠外：日本向け関税割当（無税、6,250 トン（14 年目））、15 年目撤廃 | 26.5%<br>↓<br>6 年目撤廃 | （無税） | 20～25%［枠内（日本向け）：2.0～2.5%、6,000 トン］<br>↓<br>10 年目撤廃 | （無税） | |
| 豚肉 | 無税～ 1.4 セント / kg<br>↓<br>即時撤廃 | （無税） | （無税） | 20%<br>↓<br>即時撤廃 | 枠内：25%　枠外：50%<br>↓<br>16 年目撤廃 | |
| 鶏肉 | 8.8 又は 17.6 セント / kg<br>↓<br>即時又は 10 年目撤廃 | 4 ～ 249%<br>↓<br>関税割当（無税、26,745 トン（19 年目）） | （無税） | 10 ～ 234%<br>［枠内（日本向け）：23.4%、8500 トン］<br>↓<br>即時～ 10 年目撤廃 | 枠内：20%　枠外：40%<br>↓<br>枠内：即時撤廃　枠外：関税割当（20%（10 年目）、23,219 トン（16 年目）） | |
| 鶏卵 | 2.8 セント / ダース<br>↓<br>即時撤廃 | 枠内：1.51 セント / ダース　枠外：163.5%（ただし 79.9 セント / ダース以上）<br>↓<br>枠内：即時撤廃　枠外：関税割当（無税、19,006,158 ダース（19 年目）） | （無税） | 45%<br>↓<br>即時撤廃 | 枠内：10%　枠外：50%<br>↓<br>枠内：即時撤廃　枠外：関税割当（25%（10 年目）、232,194 ユニット（16 年目）） | |
| リンゴ | （無税） | （無税） | （無税） | 20%［枠内（日本向け）：10%、500 トン］<br>↓<br>11 年目撤廃 | 5%［無税］<br>↓<br>即時撤廃 | |
| ナシ | （無税） | （無税） | （無税） | 20%［枠内（日本向け）：10%、500 トン］<br>↓<br>11 年目撤廃 | 5%［無税］<br>↓<br>即時撤廃 | |
| 温州みかん | 1.9 セント /kg<br>↓<br>10 年目撤廃 | （無税） | （無税） | 20%［無税］<br>↓<br>即時撤廃 | 5%［無税］<br>↓<br>即時撤廃 | |
| マンダリン（中晩柑） | 1.9 セント / kg<br>↓<br>10 年目撤廃 | （無税） | （無税） | 20%<br>↓<br>即時撤廃 | 5%［無税］<br>↓<br>即時撤廃 | |
| カキ | 2.2%<br>↓<br>即時撤廃 | （無税） | （無税） | 20%［無税］<br>↓<br>即時撤廃 | 30%［無税］<br>↓<br>11 年目撤廃 | |
| モモ | 無税又は 0.2 セント / kg<br>↓<br>即時撤廃 | 2.82 セント / kg（ただし 8% 以上）<br>↓<br>即時撤廃 | （無税） | 20%［無税］<br>↓<br>15 年目撤廃 | 5%［無税］<br>↓<br>即時撤廃 | |
| ブドウ | 無税～ 1.80 米ドル / ㎡<br>↓<br>即時撤廃 | 無税又は 1.41 セント / kg<br>↓<br>即時撤廃 | 5%［無税］<br>↓<br>即時撤廃 | 45%［7/1～10/31 の間は無税］<br>↓<br>10 年目撤廃 | 5%［無税］<br>↓<br>即時撤廃 | |
| サクランボ | （無税） | 無税又は 5.62 セント / kg（ただし、8.5% 以上）<br>↓<br>即時撤廃 | （無税） | 20%<br>↓<br>即時撤廃 | 5%［無税］<br>↓<br>即時撤廃 | |
| イチゴ | 0.2 セント / kg 又は 1.1 セント / kg<br>↓<br>即時撤廃 | 無税又は 5.62 セント / kg（ただし 8.5% 以上）<br>↓<br>即時撤廃 | （無税） | 20%［無税］<br>↓<br>即時撤廃 | 5%［無税］<br>↓<br>即時撤廃 | |
| メロン | 1.6 ～ 29.8%<br>↓<br>即時～ 10 年目撤廃 | （無税） | （無税） | 20%［無税］<br>↓<br>10 年目撤廃 | 5%＋0.6614 マレーシアリンギット［無税］<br>↓<br>11 年目撤廃 | |
| ナガイモ | 6.4%<br>↓<br>5 年目撤廃 | （無税） | 無税又は 5%［無税］<br>↓<br>即時撤廃 | 10 又は 20%<br>↓<br>即時撤廃 | （無税） | |
| 茶 | （無税） | （無税） | （無税） | 20%［枠内（日本向け）：10%、500 トン］<br>↓<br>即時撤廃 | （無税） | |
| 切花 | 3.2 ～ 6.8%<br>↓<br>即時撤廃 | 無税～ 16%<br>↓<br>即時撤廃 | （無税） | 20%［無税］<br>↓<br>即時撤廃 | （無税） | |
| みそ | 6.4%<br>↓<br>5 年目撤廃 | 9.5%<br>↓<br>即時撤廃 | （無税） | 20%［無税］<br>↓<br>即時撤廃 | 5%［無税］<br>↓<br>即時撤廃 | |
| 醤油 | 3%<br>↓<br>5 年目撤廃 | 9.5%<br>↓<br>即時撤廃 | （無税） | 20%<br>↓<br>即時撤廃 | 10%［無税］<br>↓<br>即時撤廃 | |
| 日本酒 | 3 セント / リットル<br>↓<br>即時撤廃 | 2.82 ～ 12.95 セント / リットル<br>↓<br>即時撤廃 | 5%［無税］<br>↓<br>即時撤廃 | 20%［無税］<br>↓<br>即時撤廃 | 25.50 マレーシアリンギット per 100% vol./ リットル<br>↓<br>16 年目撤廃 | |

出所：内閣府HP